**様式第二十五号の十四別紙一**

記載要領

１　　 　 　 　 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば　 　 １ ２のように右詰めで記入すること。

２　３ １「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1)12か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和２年４月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合

自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(2)６か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和２年10月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合

　自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(3)商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和２年10月１日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和３年３月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和２年３月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和２年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和02年01月 ～ 至令和02年12月

(4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で令和３年３月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和02年10月 ～ 至令和03年03月

(5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和３年３月31日）より前の日（令和２年11月１日）に申請するとき

自令和02年10月 ～ 至令和00年00月

３　３ １「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を２の例により記入すること。

　　ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前２年の各審査対象事業年度の期間を２の例により記入し、下欄に直前２年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

４　３ ２ 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

　　なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

　　「完成工事高」の欄は、３ １で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

　　ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| コード | 工事の種類 | コード | 工事の種類 | コード | 工事の種類 |
| 010  011  020  030  040  050  051  060  070  080  090 | 土木一式工事  プレストレストコンクリート構造物工事建築一式工事事  大工工事  左官工事  とび・土工・コンクリート工事法面処理工事  石工事  屋根工事  電気工事  管工事 | 100  110  111  120  130  140  150  160  170  180  190 | タイル・れんが・ブロック工事鋼構造物工事  鋼橋上部工事  鉄筋工事  舗装工事  しゆんせつ工事  板金工事  ガラス工事  塗装工事  防水工事  内装仕上工事 | 200  210  220  230  240  250  260  270  280  290 | 機械器具設置工事  熱絶縁工事  電気通信工事  造園工事  さく井工事  建具工事  水道施設工事  消防施設工事  清掃施設工事  解体工事 |

５　３ ３「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

６　３ ４「合計」の欄は、完成工事高においては、３ ２及び３ ３に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

７　この表は審査対象建設業に係る４のコード表中の工事の種類４つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後ＶＥ(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

８　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

　　ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たつては、例えば　,　 　 １,２ ３ ４,０ ０ ０のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。